

平成 22 年 12 月 10 日
北陸信越運輸局自動車交通部旅客課

タクシーの運賃改定実施に伴う労働条件の改善状況の調査結果について

タクシー運賃改定後の運転者の労働条件の改善状況については、平成19年度～平成20年度に運賃改定を行った管内7地区（新潟県A地区、新潟県B地区、長野県A地区、長野県B地区、富山地区、金沢地区、石川地区）で事業者団体等より公表されております。

当該公表資料中、一定の改善状況に達していないと認められる事業者を対象に、その要因等を調査した結果がまとまりましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

〈問合せ先〉北陸信越運輸局自動車交通部旅客課
〈担 当〉斎藤、森田
〈電 話〉025-244-7579

タクシーの運賃改定実施による労働条件の改善状況の調査結果

1. 調査の概要

運賃改定後のタクシー運転者の労働条件の改善が一定の改善状況に達していないと認められる下記①②に該当する事業者を対象にヒアリング調査を行った。

- ①改定による賃金改善率0%未満の事業者（一般運転者一人平均）
- ②営業収入に占める賃金支給率が低下した事業者（全運転者）

2. 調査対象事業者数

	運賃改定日	改定事業者数	①に該当	②に該当	①、②両方に該当
新潟県A地区	H20. 7. 18	8	8	3	3
新潟県B地区	H19. 11. 14	84	32	31	14
長野県A地区	H19. 4. 20	18	4	3	2
長野県B地区	H19. 4. 20	112	22	22	3
富山地区	H19. 11. 14	53	18	17	10
金沢地区	H20. 3. 28	23	14	3	3
石川地区	H20. 3. 28	34	10	4	1

3. 調査結果

調査の結果、一定の改善状況に達していない主な事由は以下のとおりであった。

- ベテラン運転者の退社と新人運転者の増加等により運転者構成が変化したもの、又は、一般運転者比率の減少と定時制運転者の増加により賃金改善率・賃金支給率が低下したもの。
- 賃金規定等に変更はないが、営業収入の低下に伴い、賃金支給率・賃金改善率が低下したもの。
- 経営悪化への対応等のため、労働条件の変更が行われた結果、賃金支給率・賃金改善率が低下したもの。
- 公休出勤の減少や、労働時間の減少といった労働条件の改善に伴い各種手当が減少し、賃金支給率・賃金改善率が低下したもの。
- 固定給制のため、増収分が賃金の支給に反映されず、賃金支給率が低下したもの

4. その他

調査対象事業者のうち4社（長野県A地区1社、長野県B地区3社）については、一定の改善状況に達していない事由として合理的な説明がなかったことから、運転者の労働条件の改善措置を講じるよう指導を実施した（平成21年2月）。その後、当該事業者について改善が図られた旨確認済み（平成21年3月）。

【用語について】

1. 賃金改善率

$$\left(\frac{\begin{array}{l} \text{一般運転者に係る} \\ \text{運賃改定実施後 6 ヶ月間の運転者一人平均給与月額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{一般運転者に係る前年同期の運転者一人平均給与月額} \end{array}} \times 100 \right) - 100$$

2. 賃金支給率

$$\frac{\begin{array}{l} \text{全運転者に係る} \\ \text{運賃改定実施後 6 ヶ月間の賃金支給総額} \\ \text{同時期の営業収入} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{全運転者に係る} \\ \text{前年同期の賃金支給総額} \\ \text{前年同期の営業収入} \end{array}} \div \frac{\begin{array}{l} \text{全運転者に係る} \\ \text{前年同期の賃金支給総額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{前年同期の営業収入} \end{array}} \times 100$$

3. 一般運転者

隔勤、日勤を含め一般的なタクシー乗務体制の運転者